

証券コード 9326
2025年11月26日

株主各位

兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
株式会社関通
代表取締役社長 達城久裕

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kantsu.com>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会」を順に選択していただき、ご確認ください。)

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9326/25311779/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（関通）または証券コード（9326）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、次のいずれかの方法により議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

3ページの「議決権行使についてのご案内 インターネットで議決権行使される場合」をご高覧のうえ、2025年12月10日（水曜日）午後6時（当社営業時間終了時）までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月10日（水曜日）午後6時（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送ください。お願い申しあげます。

（詳細は、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月11日（木曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
当社関西本社 5階大ホール
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目 的 事 項

【決議事項】

第1号議案 株式会社関通分割準備会社との吸収分割契約承認の件
第2号議案 株式会社関通物流分割準備会社との吸収分割契約承認の件
第3号議案 株式会社関通常業分割準備会社との吸収分割契約承認の件
第4号議案 株式会社関通IT分割準備会社との吸収分割契約承認の件
第5号議案 定款の一部変更の件
第6号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

以 上

- ~~~~~
①当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。お願い申しあげます。
②開催場所の会場の駐車場には限りがありますので、ご来場の際には公共の交通機関をご利用ください。お願い申しあげます。
③株主総会にご来場いただきました株主様に、お土産はご用意しておりませんので、ご了承賜りますよう、お願い申しあげます。
④電子提供措置事項に修正が生じた場合には、1ページのインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月11日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時半）



インターネットで議決権を 行使される場合

下記の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月10日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに
ご投函ください。

行使期限

2025年12月10日（水曜日）
午後6時到着分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを
入力することなく、議決権行使サイトにログインするこ
とができます。

- ①議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。
- ②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>
①議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
②議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パス
ワード」を入力しクリックしてください。
③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとし

てお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 株式会社関通分割準備会社との吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、当社と当社100%出資の分割準備会社である株式会社関通分割準備会社（以下「承継会社1」といいます。）は、2026年3月1日を効力発生日として、当社の関西地区の物流事業に関して有する権利義務を承継会社1に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割1」といいます。）を行うこととし、本吸収分割1に関する吸収分割契約を2025年11月14日付で締結いたしました。

本議案は、上記本吸収分割1についてご承認をお願いするものであります。

なお、2026年3月1日付をもって当社は「関通ホールディングス株式会社」に、承継会社1は「株式会社関通WestLogistics」に商号変更し、関西地区での物流事業を統括する予定であります。

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、EC・通販物流支援サービスを中心とする「物流サービス事業」と、倉庫管理システム「クラウドトーマス」を主軸とする「ITオートメーション事業」を展開しており、その事業規模は年々拡大しております。中期戦略として、これまで以上に物流サービスとITサービスを組み合わせた新しいサービスを成長エンジンの中核と位置付け、また、M&Aを積極的に推進することで、更なる企業価値の向上に取り組んでおります。

このような状況の中、あらゆる経営環境の変化に迅速に対応し持続的な成長を実現するため、持株会社体制への移行が最適であると判断したため本吸収分割手続を行うことといたしました。

今回、各事業部門の役割・責任を明確化し、当社の強みである決定・行動スピードをより一層速め、それぞれの強み・特色を活かしながら専門性を高めて、収益力を向上させるために、会社分割により、①物流事業会社関西 ②物流事業会社関東 ③営業事業会社 ④IT事業会社を独立した事業会社とする予定です。持株会社はグループ経営機能に特化し、グループ戦略の策定及び経営資源の配分の最適化を図るとともに、事業会社はそれぞれの事業に専念することで、お客様満足度の一層の向上を推進し、また、環境の変化に応じた柔軟でスピード感のある事業展開を行うことにより、当社グループの企業価値の一層の向上を目指してまいります。

当社グループの最大セグメントである物流事業については、関東（埼玉県新座市）・関西（兵庫県尼崎市）の各拠点を5km圏内に集中、エリア内の人員をフレキシブルに対応させ、お客様の波動・成長対応を実現する、当社の特色である「ドミナント戦略」をより一層機能させるため、

物流事業会社については関東・関西の2社体制とすることといたしました。これにより、関東・関西それぞれの地域の特色・実情を踏まえた事業・採用戦略をより機動的にとることが可能となります。

本件、当社グループ最大のセグメントである物流事業については、当社の強みであるドミナント戦略を活かした収益性の最大化を実現するため、評価単位を小さくすることでより効率的に実施することを目的として、関東・関西の2事業会社に分割することとしました。ヒトと自動化機器が最適に融合された現場力やこれまで蓄積してきた知見・ノウハウ・取引関係を最大限に活かし、当社グループの事業基盤の根幹を維持・強化しながら、新体制後の各事業会社とのシナジー発揮に努めてまいる所存です。また、現場力と一体でのITサービス併売にも注力してまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社関通（以下「甲」という）及び株式会社関通分割準備会社（以下「乙」という）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲の関西地区の物流サービス事業（以下「本件事業」という）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割にかかる甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社関通

住所：兵庫県尼崎市西向島町111-4

(2) 乙

商号：株式会社関通分割準備会社

住所：兵庫県尼崎市西向島町111-4

第3条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2026年3月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

1. 乙は、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細」に記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第5条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲が乙の発行済み株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、甲に対し、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第6条（吸收分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項）

本吸收分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第7条（株主総会の決議）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項に基づき、本契約についての会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本吸收分割を行うものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本吸收分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸收分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、乙が原本1通を、甲が写し1通を保有する。

2025年11月14日

(甲)

兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通
代表取締役 達城 久裕

(乙)

兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通分割準備会社
代表取締役 朝倉 寛士

別紙

承継権利義務明細

本吸収分割により、乙が甲から承継する本承継対象権利義務は、次のとおりとする。
なお、資産及び債務の評価は、2025年2月28日時点の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1、本件事業に属する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産。ただし、売上債権、及び未収入金その他流動資産のうち、現預金、定期預金、利用者未収金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する固定資産。ただし、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産のうち、土地・建物・附属設備・差入保証金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(3) 負債

本件事業に属する負債。ただし、流動負債・固定負債のうち、長期借入金・リース資産・リース債務など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

2、本件事業に属する債務

本件事業に属する債務。ただし、短期借入金及び長期借入金その他負債のうち、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

3、本件事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本件事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

4、本件事業に属する雇用契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

5、本件事業に属する許認可

本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要なあるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社は、当社の完全子会社であることから、本吸収分割1に際して、当社に対し、本吸収分割1により承継する権利義務に代わる金銭等の交付は行いません。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社1の最終事業年度の末日（2025年2月28日）における貸借対照表は、以下のとおりです。

貸借対照表			
(単位：円)			
科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	20,000,000	流動負債	0
現預金	20,000,000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
有形固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	資本金	20,000,000
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債及び純資産合計	20,000,000

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

第2号議案 株式会社関通物流分割準備会社との吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、当社と当社100%出資の分割準備会社である株式会社関通物流分割準備会社（以下「承継会社2」といいます。）は、2026年3月1日を効力発生日として、当社の関東地区の物流事業に関して有する権利義務を承継会社2に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割2」といいます。）を行うこととし、本吸収分割2に関する吸収分割契約を2025年11月14日付で締結いたしました。

本議案は、上記本吸収分割2についてご承認をお願いするものであります。

なお、2026年3月1日付をもって当社は「関通ホールディングス株式会社」に、承継会社2は「株式会社関通EastLogistics」に商号変更し、関東地区での物流事業を統括する予定であります。

1. 吸収分割を行う理由

本件、当社グループ最大のセグメントである物流事業については、当社の強みであるドミナント戦略を活かした収益性の最大化を実現するため、評価単位を小さくすることでより効率的に実施することを目的として、関東・関西の2事業会社に分割することとしました。ヒトと自動化機器が最適に融合された現場力やこれまで蓄積してきた知見・ノウハウ・取引関係を最大限に活かし、当社グループの事業基盤の根幹を維持・強化しながら、新体制後の各事業会社とのシナジー発揮に努めてまいる所存です。また、現場力と一体でのITサービス併売にも注力してまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社関通（以下「甲」という）及び株式会社関通物流分割準備会社（以下「乙」という）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲の関東地区の物流サービス事業（以下「本件事業」という）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割にかかる甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社関通

住所：兵庫県尼崎市西向島町111-4

(2) 乙

商号：株式会社関通物流分割準備会社

住所：兵庫県尼崎市西向島町111-4

第3条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2026年3月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

- 乙は、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細」に記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第5条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲が乙の発行済み株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、甲に対し、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第6条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第7条（株主総会の決議）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項に基づき、本契約についての会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、乙が原本1通を、甲が写し1通を保有する。

2025年11月14日

(甲)

兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通
代表取締役 達城 久裕

(乙)

兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通物流分割準備会社
代表取締役 河井 章宏

別紙

承継権利義務明細

本吸収分割により、乙が甲から承継する本承継対象権利義務は、次のとおりとする。
なお、資産及び債務の評価は、2025年2月28日時点の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1、本件事業に属する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産。ただし、売上債権、及び未収入金その他流動資産のうち、現預金、定期預金、利用者未収金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する固定資産。ただし、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産のうち、土地・建物・附属設備・差入保証金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(3) 負債

本件事業に属する負債。ただし、流動負債・固定負債のうち、長期借入金・リース資産・リース債務など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

2、本件事業に属する債務

本件事業に属する債務。ただし、短期借入金及び長期借入金その他負債のうち、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

3、本件事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本件事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

4、本件事業に属する雇用契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

5、本件事業に属する許認可

本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要なあるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社2は、当社の完全子会社であることから、本吸収分割2に際して、当社に対し、本吸収分割2により承継する権利義務に代わる金銭等の交付は行いません。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社2は、2025年10月6日に設立した会社であるため、最終事業年度はございません。承継会社2の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

貸借対照表			
(単位：円)			
科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	20,000,000	流動負債	0
現預金	20,000,000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
有形固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	資本金	20,000,000
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債及び純資産合計	20,000,000

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

第3号議案 株式会社関通常業分割準備会社との吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、当社と当社100%出資の分割準備会社である株式会社関通常業分割準備会社（以下「承継会社3」といいます。）は、2026年3月1日を効力発生日として、当社の営業事業に関して有する権利義務を承継会社3に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割3」といいます。）を行うこととし、本吸収分割3に関する吸収分割契約を2025年11月14日付で締結いたしました。

本議案は、上記本吸収分割3についてご承認をお願いするものであります。

なお、2026年3月1日付をもって当社は「関通ホールディングス株式会社」に、承継会社3は「株式会社TRYSTONE」に商号変更する予定であります。

1. 吸収分割を行う理由

本件、営業事業会社については、各事業会社ではカバーし切れない、当社グループの全てのサービスをお客様に最も適した形に組み合わせた総合ソリューション営業を従来以上に推進してまいります。特に、大口見込先への中長期営業についても従来以上の精度と水準で注力してまいります。加えて、当社グループの認知度向上についても従来以上に注力してまいる所存です。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社関通（以下「甲」という）及び株式会社関通常業分割準備会社（以下「乙」という）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲の営業サービス事業（以下「本件事業」という）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割にかかる甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社関通

住所：兵庫県尼崎市西向島町111-4

(2) 乙

商号：株式会社関通常業分割準備会社

住所：兵庫県尼崎市西向島町111-4

第3条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2026年3月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

- 乙は、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細」に記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第5条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲が乙の発行済み株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、甲に対し、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第6条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第7条（株主総会の決議）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項に基づき、本契約についての会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、乙が原本1通を、甲が写し1通を保有する。

2025年11月14日

(甲)

兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通
代表取締役 達城 久裕

(乙)

兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通常業分割準備会社
代表取締役 松岡 正剛

別紙

承継権利義務明細

本吸収分割により、乙が甲から承継する本承継対象権利義務は、次のとおりとする。
なお、資産及び債務の評価は、2025年2月28日時点の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1、本件事業に属する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産。ただし、売上債権、及び未収入金その他流動資産のうち、現預金、定期預金、利用者未収金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する固定資産。ただし、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産のうち、土地・建物・附属設備・差入保証金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(3) 負債

本件事業に属する負債。ただし、流動負債・固定負債のうち、長期借入金・リース資産・リース債務など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

2、本件事業に属する債務

本件事業に属する債務。ただし、短期借入金及び長期借入金その他負債のうち、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

3、本件事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本件事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

4、本件事業に属する雇用契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

5、本件事業に属する許認可

本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要なあるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社3は、当社の完全子会社であることから、本吸収分割3に際して、当社に対し、本吸収分割3により承継する権利義務に代わる金銭等の交付は行いません。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社3は、2025年10月6日に設立した会社であるため、最終事業年度はございません。承継会社3の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

貸借対照表			
(単位：円)			
科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	20,000,000	流動負債	0
現預金	20,000,000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
有形固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	資本金	20,000,000
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債及び純資産合計	20,000,000

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

第4号議案 株式会社関通IT分割準備会社との吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、当社と当社100%出資の分割準備会社である株式会社関通IT分割準備会社（以下「承継会社4」といいます。）は、2026年3月1日を効力発生日として、当社のIT事業に関して有する権利義務を承継会社4に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割4」といいます。）を行うこととし、本吸収分割4に関する吸収分割契約を2025年11月14日付で締結いたしました。

本議案は、上記本吸収分割4についてご承認をお願いするものであります。

なお、2026年3月1日付をもって当社は「関通ホールディングス株式会社」に、承継会社4は「NEWSNyx株式会社」に商号変更する予定であります。

1. 吸収分割を行う理由

本件、IT事業会社については、当社グループは物流企業でありながら、自社システム開発部門を保有しており、特に自社開発WMS「クラウドトーマス」は、IT専業者を含めても国内有数の知名度を頂戴しております。新体制後は、これまでの物流・営業との一体セールスだけでなく、物流サービス受託を前提としないシステムソリューションの単体販売にもより一層注力してまいる所存です。単独事業会社化後は、強みである自社開発部門を一層活かし、お客様基盤の加速的拡大に注力し、KSFであるビッグデータ蓄積にも注力してまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社関通（以下「甲」という）及び株式会社関通IT分割準備会社（以下「乙」という）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲のITサービス事業（以下「本事業」という）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割にかかる甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社関通

住所：兵庫県尼崎市西向島町111-4

(2) 乙

商号：株式会社関通IT分割準備会社

住所：兵庫県尼崎市西向島町111-4

第3条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2026年3月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

- 乙は、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細」に記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第5条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲が乙の発行済み株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、甲に対し、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第6条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第7条（株主総会の決議）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項に基づき、本契約についての会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、乙が原本1通を、甲が写し1通を保有する。

2025年11月14日

(甲)

兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通
代表取締役 達城 久裕

(乙)

兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通IT分割準備会社
代表取締役 古川 雄貴

別紙

承継権利義務明細

本吸収分割により、乙が甲から承継する本承継対象権利義務は、次のとおりとする。
なお、資産及び債務の評価は、2025年2月28日時点の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1、本件事業に属する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産。ただし、売上債権、及び未収入金その他流動資産のうち、現預金、定期預金、利用者未収金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する固定資産。ただし、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産のうち、土地・建物・附属設備・差入保証金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(3) 負債

本件事業に属する負債。ただし、流動負債・固定負債のうち、長期借入金・リース資産・リース債務など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

2、本件事業に属する債務

本件事業に属する債務。ただし、短期借入金及び長期借入金その他負債のうち、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

3、本件事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本件事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

4、本件事業に属する雇用契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

5、本件事業に属する許認可

本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要なあるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社4は、当社の完全子会社であることから、本吸収分割4に際して、当社に対し、本吸収分割4により承継する権利義務に代わる金銭等の交付は行いません。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社4は、2025年10月6日に設立した会社であるため、最終事業年度はございません。承継会社4の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

貸借対照表			
(単位：円)			
科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	20,000,000	流動負債	0
現預金	20,000,000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
有形固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	資本金	20,000,000
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債及び純資産合計	20,000,000

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

第5号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、第1、2、3及び4号議案における承継会社1、2、3及び4との「吸收分割契約承認の件」に記載のとおり、2026年3月1日（予定）をもって、持株会社体制に移行します。

これに伴い、現行定款第1条（商号）の変更、第2条（目的）については、持株会社としての経営管理機能等の追加、当社現状に即した事業内容に対応するための追加・変更を行い、併せて第1、2、3及び4号議案が承認可決されること及び本吸收分割1、2、3及び4の効力が発生することを条件として、その効力が発生する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下「定款の変更内容」のとおりであります。

定款の変更内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当会社は、<u>株式会社関通</u>と称し、英文では、<u>KANTSU CO., LTD.</u>と表示する。 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(43)<条文省略> <新設> <新設> <u>(44)上記各号に附帯関連する一切の事業</u> 附則 <新設></p>	<p>(商号) 第1条 当会社は、<u>関通ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>KANTSU HDC O., LTD.</u>と表示する。 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該法人等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(43)<現行どおり> <u>(44)不動産の賃貸借における賃料債務の保証業務</u> <u>(45)債務保証及び信用保証業務</u> <u>(46)上記各号に附帯関連する一切の事業</u> 附則 <u>(商号及び目的変更に関する経過措置)</u> <u>定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更是、当社と株式会社関通分割準備会社、株式会社関通物流分割準備会社、株式会社関通常業分割準備会社及び株式会社関通IT分割準備会社との間で締結された2025年11月14日付吸收分割契約に基づく吸收分割の効力発生を条件として効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

第6号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

1. 提案の理由

持株会社体制移行のための吸収分割を、第1、2、3及び4号議案のとおり実施することにより、分割会社である当社の資本が減少する見込みです。これに伴い、当社単体の利益剰余金の減少が想定され、安定的な配当原資を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額788,275,280円のうち、688,275,280円を減少して、減少後の資本金の額を100,000,000円とするものであります。

(2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額768,275,280円の全額を減少して0円とするものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

4. 利益準備金の額の減少の要領

(1) 減少する利益準備金の額

利益準備金の額30,593,271円の全額を減少して0円とするものであります。

(2) 利益準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

5. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生日

2026年2月28日（予定）

以上

株主総会会場ご案内図

兵庫県尼崎市西向島町111番地の4

当社関西本社 5階大ホール

※ご来場の際には、公共の交通機関をご利用ください。



交通 阪神電車 出屋敷駅 東改札口より 徒歩約10分

事前質問受付についてのご案内

株主様から、当社へのご質問を下記のフォームよりお受けいたします。

株主の皆様の関心の高いご質問につきましては、本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。

[ご質問受付フォーム](#)

<https://forms.gle/n6McGaT7AEDKyaJB6>



ご質問受付期限：2025年12月10日（水曜日）午後6時まで